

令和 年 月 日

転入・転出届書

① 令和 年 月 日に転入しましたので届け出ます

② 令和 年 月 日に転出しますので届け出ます

(該当する番号に○印をして下さい)

小 字 名	
住 所	多賀町多賀 番地 号
世 帯 主	
上記ふりかな	
電話番号	

転入時の記載事項

家族構成	名 前	性 別
世帯主		男・女
		男・女
		男・女
		男・女
		男・女
		男・女
		男・女

転入の場合裏面の特別字費納入届書も記入してください。

多賀区特別字費納入届書

氏名		印
住所	多賀町多賀	番地 号

私は、特別字費を下記方法で納入します。

- ① 一括納入します。(60,000円)
- ② 分割納入します。(10,000円×6回)
(いずれかに○印をして下さい)

※分割納入の場合、転入月にその年度分の10,000円を納入いただきます。翌年度より4月に10,000円納入し合計6回納入していただきます。

多賀区転入出時の届出書の提出及び特別字費について

各小字総代の対応（転入された方もお読み下さい）

① 届出書の提出について

転入があった場合、この用紙と転入・転出届出書、特別字費納付届書を本人に渡し
ていただき、本人が記入の上、総代経由で多賀区に提出してください。

転出についても上記同様ですが、転出申し出が無く気がつかず転出された場合、総
代が解る範囲で記入し多賀区に提出してください。

② 区費について（自治会費）

転入された場合、区費が必要に事をお伝え下さい。

月額1,500円。年額18,000円です。

③ 特別字費について

多賀区に転入し、新たに区民になられる場合特別字費60,000円が必要であ
る事も転入者本人にお伝え下さい。

特別字費は「多賀区の財産に関する権利を与える事を目的に納入するものです」
納入された特別字費は「特別基金」として積み立てます。過誤納付以外はいかなる
場合も返還はしません。

※過誤納付とは、誤って納めすぎたお金の事。

※借家（アパート等含む）の場合多賀区で永住を希望する場合に限り必要になり
ます。（基本的に借家の場合は不要です。但し月々の区費は必要です）

令和5年4月1日以降の転入の特別字費納付方法は、①一括納入 ②分割納入
1年度10,000円連続6年払いです。特別字費納入届書にてお決めいただきます。
今までの分割納入の扱いはそのままです。

※多賀区規約第31条・32条・33条による。

転入・転出本人の対応

① 別紙転入・転出届け及び特別字費納付届書を本人が記入し総代にお渡し下さい。

② 家族構成を記載していただきますが、これは多賀町役場より簡易な文章や封書等
個人名が記載された書類等が多賀区事務所に届きますので、多賀区より該当小字総
代へ、総代より個人宅に間違いなく届けるために記入いただくもので、多賀区運営
に必要な事柄意外には使用しません。外部に出す事はありません。

③ 特別字費は多賀区に住居を持ち永住を希望された全ての家が納付していただい
ています。

④ 転出後、役場より多賀区あて転出者宛書類が届いた場合、転送させていただきます
す。ご希望の方は、転入・転出届書空欄部分に転出先住所を記入してください。